

令和7年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会 議事概要

開催日時：令和7年9月19日（金）14:00～16:45

開催場所：農林水産省共用第二会議室（web 併催）

1 開会

農林水産省消費・安全局植物防疫課国際室 二階堂室長から挨拶。

委員の互選により、兼松委員が議事進行役に選任された。

2 国際植物防疫条約(IPPC)及び国際基準(ISPM)策定プロセスについて

事務局（農林水産省消費・安全局植物防疫課）から国際植物防疫条約及び国際基準策定プロセスについて説明後、質疑応答。

井岡委員：IPPC、ISPMによって日本での豊かな食生活があること理解した。衛生管理など生物への対策を行っている方にお話を伺ったところ、気候変動への対応で苦勞しているとのこと。国内でも九州で発生していたものが北海道でも発生する、海外から日本に侵入するなど発生地域が拡大してきている。

事務局：気候変動については、IPPCの枠組みでも気候変動による病害虫の生息域拡大について議論されており、課題として感じているところ。

二階堂室長：世界においても気候変動によって状況が変わってきている。ある病害虫が発生していなかった国において、他国から当該病害虫が侵入してしまうと、その国からの病害虫の侵入を食い止めるため、輸入に規制をかける必要が出てくる。このためには各国の病害虫発生情報を速やかに入手することが重要であるが、IPPCでは、そのことを加盟国に速やかに周知するという機能も持っている。

君島委員：最後のスライドに関して、ISPM 47（植物検疫の枠組みにおける監査）附属書として仕様書が加盟国協議に諮られている「リモート監査」については、どういう場面で利用されるのか。IPPCに指名された監査人が監査をする際の基準か、輸入解禁のための現地調査のプロセスのような基準か、どういう場面を想定してこの仕様書案が策定されているのか。

事務局：ISPM 47は、植物検疫当局が輸出先国で行う輸入解禁のための監査や、植物検疫当局自身の内部監査、国内の認定機関に対して植物検疫当局が実施する監査などを対象に作られた基準である。ISPM 47附属書としてリモート監査が提案されているのは、コロナ禍を経てリモートで監査を実施する国が出てきたことが背景としてある。

3 1回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から、以下「植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）」案の概要について説明後、質疑応答。

(1) ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「バナナ（*Musa* spp.）生果実の国際移動」

君島委員：日本は黄熟バナナについて輸入を禁止しており、緑色の未熟なバナナを輸入

していると承知している。本 ISPM 案では、バナナの熟度を問わず、全てのステージのバナナ生果実を対象としているのか。

事務局：パラグラフ 281 では、成熟段階が植物検疫措置の一般的な選択肢として挙げられている。表 3 でもミバエ類に対応する植物検疫措置としては「収穫時の特定の生理的成熟段階」が挙げられており、実態としては、未熟な生果実が輸出されている。

兼松委員：汚染有害動植物と検疫有害動植物の違いについて説明いただきたい。

事務局：汚染有害動植物は、感染・寄生するものではなく、その品目の上に存在している状態。一方、検疫有害動植物は、寄主に対して感染・寄生し、規制の対象となるもの。

兼松委員：汚染有害動植物は、品目に付着していたとしても、寄生しておらず感染源として輸入国で二次感染を起こすおそれがないということ、検疫有害動植物は、品目に寄生して感染源となり、輸入国で二次感染するという認識でよいのか。

事務局：然り。（事務局補足：汚染有害動植物は、寄主－寄生者という関係ではないが、植物・農産物にとって有害な生物である。品目に付着して侵入する汚染有害動植物が、輸入国で検疫有害動植物に指定されている場合は検疫措置の対象となる。）

鈴木委員：表 1 について、ご説明の資料では「バナナ生果実に関連する」有害動植物という断定形で書かれている一方、意見書案（和訳）では「関連性／関係性がある有害動植物」という説明になっているものと思われる。実際はどういうニュアンスでどう定義されているのか。また、これに関して、関連するものは記載ということ（曖昧さ）自体の変更を求める意見を出せる余地もあるのか。

事務局：原文では「considered to be associated with（何らかの関連性があると考えられる）」と記載されている。少なくとも 1 つの IPPC 加盟国が検疫対象としている有害動植物について、表に掲載が可能。規制されている科学的根拠の内容については考慮されず、加盟国において規制されているのであれば表に含まれている。

鈴木委員：表に掲載するとした科学的根拠については議論しないのか。

事務局：IPPC では、品目基準に掲載する有害動植物及び対応する植物検疫措置の事例を加盟国から募集しており、科学的根拠とともに情報を提出するよう加盟国に求めている。「品目基準に関する技術パネル」では、科学的根拠とともに提出された有害動植物及び植物検疫措置に関する情報を品目基準に反映させており、提出された科学的根拠の技術的な精査は、当該技術パネルでは行われていない。

加盟国から提出される科学的根拠を精査した方がいいのではないかという意見は、先般開催された IPPC の会議でも議論になったところ。

兼松委員：日本のコメント案ではバナナ生果実に寄生・感染しない有害動植物を外すよう提案していると思料。ISPM 46 でどのような有害動植物を含むべきか合意されているのか。

事務局：ISPM 46 本体では、汚染有害動植物は含まないとされているが、1 つ以上の国で規制していれば掲載して問題ないとされているため、判断基準が曖昧に

なっている。今回の日本のコメントとしては、対象品目に寄主・感染し、適用範囲の用途において侵入・まん延しうる有害動植物を対象にすべきとしている。

(2) ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「さといも (*Colocasia esculenta*) 生塊茎の国際移動」

君島委員：本件は、栽植用ではなく消費用を想定して議論されていると思料。表1のタイトルに「消費用又は加工用」を追加することに賛成。より明確にするために「not for planting（栽植用でない）」を追加するのが良いのではないかな。

事務局：いただいたご意見を踏まえ、検討したい。

兼松委員：用途外の使用は本基準案の対象外とするとのことだが、消費用として輸入されたさといもが栽植用として栽培されるおそれはないのか。

君島委員：消費用として輸入したとしても、意図せずとも栽植用に供してしまう可能性があるのではないかな。そのリスクを担保する方法はあるのか。

事務局：本基準案は、用途を限定した形で策定されている。実際に各国が植物検疫措置を導入する際は、科学的根拠に基づいて規制を行う。日本においては、さといも生塊茎は栽培の用に供しうるものとして輸入を規制している。ISPMに記載がなければ、規制できないというわけではない。

二階堂室長：意図が消費用だとしても、輸入後に栽培に供されるとすればそれを取り締まる術はない。このため日本では、消費用を意図しているものでも、栽培に供しうるということを前提に規制をかけている。

4 2回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

(1) ISPM 23 「検査の指針」附属書案「栽培地検査」

八江委員：パラグラフ 113 に関して訂正を提案する。本附属書案の仕様書において、既存の国際基準に規定されている栽培地検査に関する要件を検討することとされているところ、ISPM38（種子の国際移動）セクション 4.1.2.においては、「ほ場において親植物上に観察された有害動植物は、必ずしもそれらの植物により生成された種子の内外に存在するとは限らない。収穫された種子が寄生されているか否かを決定するため、それらに対して精密検定が実施される場合がある。」とされている。このため、本基準案においても、栽培地検査において有害動植物が発見された場合の行動の例示として、収穫物の精密検定を追加することを提案する。

また、附属書案では、有害動植物が発見された「生産地 (place of production)」を植物検疫証明から除外することが例示されているが、栽培地検査は「ほ場 (field)」毎に実施されるものであり、ほ場の集まりである生産地全体を必ずしも除外する必要はないと考えられることから、用語の修正を提案する。

事務局：本パラグラフは、栽培地検査の結果、有害動植物が検出された場合に、さらに行われる場合がある措置について言及しているものである。また、現在の案では、輸出要件としてその生産地において有害動植物の発生がないことを含めていた場合、その生産地で懸念する有害動植物が検出された際に、当該生産地を植物検疫証明書発給のための措置として除く、ということを用意し

た例示が記載されている。そのため、「生産地」を記載から削除することはできないと考えるが、表現を検討したい。

八江委員：パラグラフ 31 について、実際の栽培地検査の運用において、栽培地検査で疑わしい症状がみられた場合は、サンプリングされ、精密検定が行われている。また、国や対象病害虫によっては、無病徴であっても、一定数の株からサンプリングして、潜伏感染を確認するケースもあることから、このサンプルでの精密検定も含めて「栽培地検査」ととらえるべきではないか。これは「栽培地検査(field inspection)」の「inspection」のとらえ方の違いによるものとする。現時点で修正を提案するものではないが、IPPC での議論の中で注視が必要。

事務局：ISPM 5（植物検疫用語集）では、検査と（精密）検定が分けて定義づけられている。検査（inspection）は「植物、植物生産物又はその他の規制品目の公的な目視検査」とされており、検定（test）は「植物、植物生産物又はその他の規制品目の検査以外の公的な試験」と定義づけられている。ただし、栽培地検査とあわせて精密検定を行ってはいけないという訳ではない。また、栽培地検査の附属書策定に伴い ISPM 23 本文についても改正が予定されていることから、検査の定義についても検討がされるものと考えている。引き続き注視していく。

八江委員：再度こちらで検討し、不明点があれば連絡させていただく。

兼松委員：栽培地検査は、肉眼で確認できるものに限定されるのか。顕微鏡による観察では、栽培地検査に含まれないのか。

事務局：検査の定義としては目視検査で行われるものが含まれている。顕微鏡、ルーペ等の道具を使ったものでも目視の内に含まれていたのではないかと。（事務局補足：「目視検査」の定義が ISPM 5 にあり、肉眼、レンズ、実体顕微鏡あるいはその他の光学顕微鏡を用いる試験が含まれるとされている。）

(2) ISPM 26 改正案「ミバエ科のミバエに対する有害動植物無発生地域の設定及び維持」

事務局：本日ご欠席の伊藤委員から提出されたご意見と事務局からの見解を紹介したい。

無発生地域への回復に関して「3 世代相当期間の非存在の確認をもって再度無発生地域となる」との記述が削除されるとのこと、3 世代相当という部分の科学的根拠が乏しいために削除されたものと考えている。科学的根拠による基準作成に関しては同意するが、今回の記述の削除により、各国間の認識の相違が生じ、輸出入における植物防疫上の条件が煩雑化する可能性を危惧している。また、実務者の認識共有についても、時間を要するものとする。無発生地域への回復または無発生地域の条件として、両国間の認識誤認が少なく、円滑な輸出入の再開または実施に資する「3 世代相当」に代わる科学的根拠に基づいた国際基準の設定を望む。

いただいたご意見に関連して、パラグラフ 119 において、ミバエ種の化性について追加を提案しており、ご懸念の解消に寄与すると考えている。また、本基準を改正した後に別途作成するガイダンス資料として無発生地域への回復に必要な期間に関する事例を掲載することは可能であると考えている。

君島委員：今まで日本でミバエの緊急防除を行う際、3 世代相当が解除の判断基準になっていたと思料。3 世代相当という文言を残しておいた方が今後、対策、二国間交渉においても根拠になるのでよいのでは。

事務局：「3 世代相当」と定める科学的根拠がないという理由で削除されたという事情があるが、いただいたご意見を踏まえ再検討させていただく。

兼松委員：複数世代を考慮しないと心配ではある。ミバエ種ごとに必要な期間が設定されていくという認識でよいのか。

事務局：気温などの環境条件やミバエ種の化性など、複数要因を検討する必要がある、一律にミバエ種ごとに必要な期間を設定するのは難しいと考える。

兼松委員：パラグラフ 119 の複数世代に関する記述を追加した理由の説明について、一世代が短いから確認できないという説明は適当でないと考える。多化性のミバエは、個体群の 1 世代が終わる前に次の世代が始まってしまう。個体群が確認できなくなる世代が 1 世代では十分でないことを説明するのがよいのではと考える。

事務局：いただいたご意見を踏まえ、検討したい。

(3) ISPM 28 「規制有害動植物に対する植物検疫処理」附属書案

- *Pseudococcus baliteus* (コナカイガラムシ科の一種) に対する放射線照射処理

鈴木委員：ISPM 28 の別の附属書では、卵の孵化という書き方をしている。一般化して書いた方がよいのか。どこまで論文に忠実にするべきかというところ。

根拠文献の Zhao *et al.* (2023) について、晩期雌のデータしかこの論文にはないが、今回、雌へ照射に限定した基準にしないことについては問題ないか。雌の不妊化と雄の不妊化では必要線量が異なる。処理後の次世代について評価されているのか。ミバエ等の研究とコナカイガラムシの研究で考え方が異なるなら、コナカイガラムシにおいてはどのように扱われているのか。

事務局：修正案について、「卵が孵化すること」と「F1 世代の 1 齢幼虫の発生」は、事象としては同じことなので、書きぶりについては事務局で検討したい。最耐性ステージについて、1 回目の加盟国協議において、Zhao *et al.* (2023) の論文には、最耐性を示すステージについてのデータがないという意見を出した。その結果、雌成虫が最耐性ステージである根拠として Seth *et al.* (2016) が追加されたところ。技術パネルの委員からの情報では、コナカイガラムシに対する放射線照射処理は、若い個体に効果が大きく、発育が進んだ成虫は耐性が高いというのが専門家の共通認識。よって、基本的には雌成虫が最耐性という前提で検討を進めており、反論論文があった場合のみ別途検討すること。このため、今回もそのように進めていると思われる。本案に記載の線量は、対象コナカイガラムシの全てのステージについて、次世代が繁殖できないという線量になっているものと考えてる。

鈴木委員：晩期雌が放射線最耐性であることと、照射親を不妊化する（照射当代に由来する次世代の発生抑制する）線量が雄より高いこととは全く違うことで、放射線最耐性であるのが雌であっても、不妊化線量は雄の方が高いという場合もあり得る。一般に、雄はさらに小さい線量で不妊化を起こしていると考えてよいものとは思われるものの、コナカイガラムシ科における最耐性を根拠

に晩期雌に限定しない書きぶりにしておいてよいのか、あるいは、晩期雌に限定した書き方にすべきかが気になった。コナカイガラムシ科の一種に放射線照射した Seth *et al.* (2016) という論文は少なくとも 3 報あり、不妊線量が雌の方が高いことを説明するに足るデータが、追加された Seth *et al.* (2016) に書かれていたかということについて、少し確信が持てないので、確認のコメントをさせていただいた。

5 閉会

二階堂室長：活発な議論に感謝。本日いただいたご意見を踏まえ、コメント案について検討し、再度委員の皆様方にお諮りした後、IPPC 事務局へ提出する。

(以上)